

## [事案 27-87] 年金原価利息割引分支払請求

・平成 28 年 4 月 1 日 和解成立

### <事案の概要>

個人年金の一括支払請求をしたところ、支払われた金額が年金額合計より少ないとして、その差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 3 年 12 月に契約した個人年金保険について、年金の一括支払請求をしたところ、10 年確定年金の 10 年間の年金額合計よりも少ない金額しか支払われなかったため、その差額を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

一括支払いの請求がされたときには、約款上、基本年金額に割引期間に応じた所定の率を乗じて計算した年金原価を支払うことになっており、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき、審理を行った。
- (2) 約款規定について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。
- (3) 申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、一括支払いに係る保険会社の対応に問題はなく、申立人の主張は認められないものの、一括支払いの請求の際、保険会社から申立人に対し、一括支払時の支払金額に関する事前説明がなく、その減少額が決して少なくないことや申立人が海外に居住しており募集人等による説明ができないことを考慮すると、この点についてより丁寧な取扱いが望ましかったといえる。そのため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。